

平成27年度発注工事における 総合評価の評価基準等の見直しについて

◆適用時期

平成27年4月1日以降に公告する工事より適用

◆問い合わせ窓口

○中部地方整備局港湾空港部：nyuusatsu@pa.cbr.mlit.go.jp（担当：品質確保室）

○本資料に対する質問と回答は中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html>）に掲載します。

- 個別案件毎の詳細は入札説明書を参照してください。
- 公表内容は予告なく変更する場合がありますので、必要な都度ご確認ください。

平成27年3月25日
中部地方整備局 港湾空港部

総合評価落札方式【工事】の評価基準等の見直しについて

原則としてWTO以外のすべての工事に適用

方針1 配置予定技術者の保有資格評価

工事の品質確保のため、配置予定技術者の保有資格について評価を行う。

現行基準

- 「技術者の能力等」の項目について、工事経験及び成績、技術者表彰、継続教育を評価している。



新基準

- 「技術者の能力等」の項目について、工事経験及び成績、技術者表彰、継続教育に加え、当該工事の品質向上・確保に寄与する場合、保有資格についても評価を行う。

評価対象：①海上工事施工管理技術者
②空港工事施工管理技術者
③舗装施工管理技術者
④コンクリート（主任）技士
⑤プレストレストコンクリート技士
⑥海洋・港湾構造物維持管理士

※工事ごとに対象とする資格を設定
※「総合評価種別」及び「作業船評価」により配点の詳細は異なる。

補足説明資料（配置予定技術者の保有資格評価①）

評価対象資格一覧(技術者の能力等)
下表の資格について、加点を行う。

No.	資格名称	港湾土木工事	空港等土木工事	港湾等浚渫工事	空港等舗装工事	港湾等鋼構造物工事	その他	適用
資格-1	海上工事施工管理技術者	○	—	○	—	○	【各工事種別毎に関連のある資格を指定する】	港湾土木・港湾等浚渫・港湾等鋼構造物工事に適用（原則）※
資格-2	空港工事施工管理技術者	—	※	—	※	—		「空港」に関する工事に適用
資格-3	舗装施工管理技術者	※	※	—	※	※		舗装工事に適用
資格-4	コンクリート技士、コンクリート主任技士	※	※	—	※	※		コンクリート工事に適用
資格-5	プレストレストコンクリート技士	※	※	—	※	※		プレストレストコンクリート工事に適用
資格-6	海洋・港湾構造物維持管理士	※	—	—	—	※		港湾構造物全般の老朽化対策・維持補修工事に適用

※工事内容に応じて適切に設定を行う。

補足説明資料 (配置予定技術者の保有資格評価②)

配点例: 技術提案S型(作業船評価あり)の場合

「技術者の能力等」の評価点

評価項目			評価基準・配点						欠格	配点		
			3.0点	2.5点	2.0点	1.5点	1.0点	0.5点				0点
技術者の能力等	⑥経験	平成12年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績 (JVは出資比率20%以上) 工事希望型は過去10年間の実績		より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事		2.5	8.0
	⑦工事成績	同種工事の工事成績 [H13.4.1以降の全地方整備局・沖縄総合事務局・北海道開発局(港湾空港関係)の実績を対象とする]	80点以上	78点以上 80点未満	76点以上 78点未満	74点以上 76点未満	72点以上 74点未満	70点以上 72点未満	70点未満	65点未満	3.0	
	⑧保有資格	資格を有する場合加算 (注6)					資格あり		資格なし		1.0	
	⑨技術者表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰 [過去3年間] (注2)					表彰あり		表彰なし		1.0	
	⑩継続教育	CPDのユニット取得状況 [証明書は学習履歴の証明期間の末日が、当該工事の公告日より過去1年以内のものに限り評価する]						加盟団体の推奨ユニット数以上	加盟団体の推奨ユニット数未満		0.5	

※ 評価対象の資格は入札説明書に注意書きで記載予定

総合評価落札方式【工事】の評価基準等の見直しについて

WTO以外のすべての工事(チャレンジ型を除く)に適用

方針2 若手技術者の専任配置の評価

若手技術者の育成・技術力向上を目的として、若手技術者の専任配置する場合評価を行う。

現行基準

競争参加資格を有していながら同種工事の経験不足（＝総合評価において低評価）、ゆえに配置されにくい、若手技術者の育成・技術力向上を目的として、専任補助者配置を前提とした制度を設定（専任補助者の点にて評価）

※申請実績はわずか、活用（落札）実績無し。

新基準

若手技術者を専任配置出来る企業は、「企業の能力等」の項目について**加点**
（専任補助者制度は廃止）

【加点条件】

- ①対象：年齢40歳以下（申請書提出日）
- ②申請された若手技術者は専任配置を義務化（申請は1名まで）
- ③役職は『担当技術者』または『現場代理人』または『監理技術者』とする
- ④『担当技術者』または『現場代理人』が若手の場合、有資格者については更なる加点を行う。（「一級土木施工管理技士」等監理技術者と同等の資格を対象）

※「総合評価種別」及び「作業船評価」により配点の詳細は異なる。

補足説明資料（若手技術者の専任配置の評価）

配点例：技術提案S型（作業船評価あり）の場合

「企業の能力等」の評価点

評価項目		評価基準・配点						欠格	配点				
		3.0点	2.5点	2.0点	1.5点	1.0点	0.5点			0点			
企業の能力等	①施工実績	平成12年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績（JVは出資比率20%以上） 工事希望型は過去10年間の実績			より同種性の高い工事の実績あり (注1)				同種性が認められる工事の実績あり (注1)	・実績なし ・H13.4.1以降で成績が65点未満	2.0	8.0	
	②工事成績	中部地方整備局(港湾空港関係)の過去4年間の当該工種の平均評定点 [500万円以上の工事] (注2)		平均点80点以上	平均点78点以上 80点未満	平均点76点以上 78点未満	平均点74点以上 76点未満	平均点70点以上 74点未満	平均点70点未満又は対象期間に実績がない	過去2年間の平均点65点未満	2.5		
	③表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰[過去3年間] (注2)					局長表彰あり	事務所長表彰あり	表彰なし				1.0 (MAX)
		中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の安全工事表彰又はその他表彰[過去3年間] (注2)						表彰あり	表彰なし				
	④技術者育成	若手技術者（申請時点で40歳以下）を当該工事の期間に専任配置 (注3)						配置予定技術者と同等の資格がある若手技術者を専任配置 (注4)	若手技術者を専任配置	若手技術者を専任配置なし			1.0
	⑤作業船の保有等	当該工事に使用する作業船の保有					いずれかの作業船を自社(単独)保有	いずれかの作業船を共同保有	いずれかの作業船も保有していない				1.0
上記項目(当該工事に使用する作業船の保有)で評価した作業船に搭載されている原動機の窒素酸化物放出基準適合の有無 (注5)							全ての原動機が窒素酸化物放出基準を満足	いずれかの原動機が窒素酸化物放出基準を満足していない、または、いずれの作業船も保有していない			0.5		

※専任する若手技術者は、「監理技術者」、「現場代理人」、「担当技術者」のいずれも可とする。

※評価対象の資格は入札説明書に注意書きで記載予定

ただし、監理技術者を若手技術者として配置する場合、資格については評価しない。

総合評価落札方式【工事】の評価基準等の見直しについて

WTO以外すべての工事に適用

方針3 工事成績評価の配分見直し

【企業の能力等】 【技術者の能力等】 について、工事成績評価区分を細分化。

現行基準

「企業の能力等」及び「技術者の能力等」の「工事成績」の評価について

- 70点以上80点未満の範囲を2段階評価としている。

※「総合評価種別」及び「作業船評価」により配点の詳細は異なる。



新基準

「企業の能力等」及び「技術者の能力等」の「工事成績」の評価について

- 70点以上80点未満の範囲を5～4段階評価とする。

※「総合評価種別」及び「作業船評価」により配点の詳細は異なる。

補足説明資料 (工事成績評価の配分見直し①)

配点例: 技術提案S型(作業船評価あり)の場合

「企業の能力等」の評価点

評価項目		評価基準・配点							欠格	配点		
		3.0点	2.5点	2.0点	1.5点	1.0点	0.5点	0点				
企業の能力等	①施工実績	平成12年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上) 工事希望型は過去10年間の実績			より同種性の高い工事の実績あり (注1)				同種性が認められる工事の実績あり (注1)	・実績なし ・H13.4.1以降で成績が65点未満	2.0	8.0
	②工事成績	中部地方整備局(港湾空港関係)の過去4年間の当該工種の平均評定点 [500万円以上の工事] (注2)	平均点80点以上	平均点78点以上 80点未満	平均点76点以上 78点未満	平均点74点以上 76点未満	平均点70点以上 74点未満	平均点70点未満又は対象期間に実績がない	過去2年間の平均点65点未満	2.5		
	③表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰[過去3年間] (注2)					局長表彰あり	事務所長表彰あり	表彰なし		1.0 (MAX)	
		中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の安全工事表彰又はその他表彰[過去3年間] (注2)						表彰あり	表彰なし			
	④技術者育成	若手技術者(申請時点で40歳以下)を当該工事の期間に専任配置 (注3)					配置予定技術者と同等の資格がある若手技術者を専任配置 (注4)	若手技術者を専任配置	若手技術者を専任配置なし		1.0	
⑤作業船の保有等	当該工事に使用する作業船の保有					いずれかの作業船を自社(単独)保有	いずれかの作業船を共同保有	いずれの作業船も保有していない		1.0		
	上記項目(当該工事に使用する作業船の保有)で評価した作業船に搭載されている原動機の窒素酸化物放出基準適合の有無 (注5)						全ての原動機が窒素酸化物放出基準を満足	いずれかの原動機が窒素酸化物放出基準を満足していない、または、いずれの作業船も保有していない		0.5		

補足説明資料 (工事成績評価の配分見直し②)

配点例: 技術提案S型(作業船評価あり)の場合

「技術者の能力等」の評価点

評価項目			評価基準・配点						欠格	配点		
			3.0点	2.5点	2.0点	1.5点	1.0点	0.5点				0点
技術者の能力等	⑥経験	平成12年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績 (JVは出資比率20%以上) 工事希望型は過去10年間の実績		より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事		2.5	8.0
	⑦工事成績	同種工事の工事成績 [H13.4.1以降の全地方整備局・沖縄総合事務局・北海道開発局(港湾空港関係)の実績を対象とする]	8.0点以上	78点以上 80点未満	76点以上 78点未満	74点以上 76点未満	72点以上 74点未満	70点以上 72点未満	70点未満	65点未満	3.0	
	⑧保有資格	資格を有する場合加点点 (注6)					資格あり		資格なし		1.0	
	⑨技術者表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰 [過去3年間] (注2)					表彰あり		表彰なし		1.0	
	⑩継続教育	CPDのユニット取得状況 [証明書は学習履歴の証明期間の末日が、当該工事の公告日より過去1年以内のものに限り評価する]						加盟団体の推奨ユニット数以上	加盟団体の推奨ユニット数未満		0.5	

総合評価落札方式【工事】の評価基準等の見直しについて

WTOを含む技術提案S型工事に適用

方針4 技術提案評価型の提案方法の見直し

技術提案毎の項目数を設定。指定テーマ以外の提案の廃止。

現行基準

【提案方法】

- 評価項目
 - 指定テーマ
 - 「重要な事項」（詳細テーマ付き） 2項目
 - 「重要な事項」（詳細テーマなし） 1項目
 - ※ 1項目に対する、提案数の制限無し。
 - 指定テーマ以外 1項目
- 評価項目の設定数
 - WTO : 原則 2 評価項目で設定
 - WTO以外 : 原則 1 評価項目で設定

新基準

【提案方法】

- 評価項目
 - 指定テーマに関し 5提案とする
 - 「重要な事項」（詳細テーマ付き） 2項目
 - ※ 1項目に対し、2提案とする
 - 「重要な事項」（詳細テーマなし） 1項目
 - ※ 1項目に対し、1提案とする
 - 指定テーマ以外 . . . **廃止**
- 評価項目の設定数
 - WTO : 2 評価項目で設定
 - WTO以外 : 1 評価項目で設定

補足説明資料（技術提案評価型の提案方法の見直し）

（入札説明書(案)）

様式について
 提案5つについて提案毎に、枠囲いにて記載（A4で2枚まで）
※5つの提案の個々に配点があるため全数の記載を行うこと

（別記様式－6－2）

（用紙A4縦）

技術提案書(詳細)

工事名：平成27年度 ○○港○○○○○○○○工事

指定テーマ	●●を低減するための施工方法に関する提案
重要項目①	●●●に関する提案
提案1	【留意事項】 ・タイトルを1行以内で記載すること。（「技術提案書(概要)」と整合していること。）
提案の着眼点	【留意事項】 ・提案内容に着眼した理由を簡潔に記載すること。
技術提案の内容と効果	【留意事項】 ・技術提案書(概要)に記載した提案内容を具体的に記載するとともに、その効果について記載すること。なお、提案は1つに限る。
新技術の活用	【留意事項】 上記技術提案に記載した中で適用がある場合に記載する ・「新技術情報提供システム(NETIS)」、「港湾関連民間技術評価」等の新技術の活用について新技術等の確認・評価制度の名称、認証機関、登録番号等を記載すること。
技術の優位性	【留意事項】 上記技術提案に記載した中で適用がある場合に記載する ・「 <u>NETIS</u> 」活用効果評価の指定テーマに沿った施工時評価の項目において「従来技術より優れる」と評価された技術である場合は名称を記載すること。 ・「港湾関連民間技術」の確認審査・評価で評価された技術、「国土技術開発賞」を受賞した技術は、評価・受賞したことが確認できるよう、制度名称、認証機関、認証年次等を簡潔に記載すること。 ・第三者機関により優位性を評価された技術である場合は、評価されたことが確認できるよう、制度名称、認証機関、認証年次、論文記載の評価等を簡潔に記載すること。

※1つの提案内で記載された提案数が明らかに複数（一連性がない提案など）である場合、初めに記載された項目のみを評価対象とし、以降の項目については評価の対象としない。
 ※着眼点と提案内容が異なる提案は評価の対象としない。
 ※同様の提案が複数回記載された場合、提案順において評価された時点で、それ以降の提案は加算点を与えない。

NETISについて、指定テーマに合致した活用効果評価の「施工時評価の項目（経済性、工程、品質・出来型、安全性、施工性、環境）」の平均評価にて評価を判断する

補足説明資料（技術提案評価型の提案方法の見直し）

評価について

- ・WTO案件については、評価項目2テーマで60点満点。(30点/(テーマ) × 2テーマ)
- ・WTO以外の案件については、評価項目1テーマで30点満点。
- ・評価については、提案①～⑤のそれぞれの提案毎に行う。

評価基準		配点	
		1テーマの場合	2テーマの場合
効果の程度	効果があると判断できる	30点	60点 (30点 × 2テーマ)
	効果が局所的または限定的		
信頼性等	新技術活用(NETIS等)		
	技術の優位性		